

平成22年東京第一検察審査会審査事件（申立）第2号

申立書記載罪名 業務上横領

検察官裁定罪名 業務上横領

議決年月日 平成22年4月22日

議決書作成年月日 平成22年4月22日

議 決 の 要 旨

審査申立人	星 川 淳
	佐 藤 潤 一
審査申立代理人	海 渡 雄 一
	日 隅 一 雄
	只 野 靖
	田 鎖 麻衣子
被 疑 者	成 田 勝 雄
	工 藤 秀 夫
	熊 澤 勝
	相 坂 亨
	谷 藤 修 一
	菊 池 武四郎
	濱 田 智 徳
	隠 崎 惣 衛
	浦 田 聖 次
	佐々田 仙二郎
	佐々田 次 善
	立 石 久米雄

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 吉田 久

上記被疑者らに対する各業務上横領被疑事件（東京地検平成20年検第11187号～11198号）につき、平成20年6月20日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件各不起訴処分はいずれも相当である。

議 決 の 理 由

当検察審査会は、本件審査申立書及び追加資料並びに不起訴処分記録を精査検討の上、慎重に審査した結果、次の事実等を認めることができる。

被疑者らが持ち帰った鯨肉は、土産分、投棄分、食料分であり、いずれも共同船舶株式会社（以下、「共船」という。）が財団法人日本鯨類研究所（以下、「鯨研」という。）から正当に所有権を取得し、あるいは無価値な物として、共船が各乗組員に贈与し、あるいは持ち帰ることを認めていたものであり、被疑者らの弁解のとおり、これらの行為が業務上横領罪に該当しないものとする。

なお、鯨研との関係においても、土産分及び食料分の所有権はすでに鯨研から共船に移転しており、投棄分も鯨研が所有権を放棄したと認められることから、被疑者らの行為は犯罪を構成しないものとする。

よって、検察官がした不起訴処分の裁定（嫌疑なし）を不相当と判断できる事情が発見できないので、上記趣旨のとおり議決する。

東京第一検察審査会